

事業評価書（事後）

平成20年8月

評価対象（事業名）	女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費 （女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費）		
主管部局・課室	老健局老人保健課		
関係部局・課室	健康局総務課生活習慣病対策室・がん対策推進室		
関連する政策体系			
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	
個別目標 1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること		
個別目標 2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること		
個別目標 3	高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること		

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成16年度）
<p>（現状分析）</p> <p>乳がんは、女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡しており、子宮がんは年間約7千人が罹患し、約2千人が死亡している。また、要支援、要介護1の者が大きく増加しているが、要介護状態への契機となりうる骨粗鬆症への対策の重要性は高い。</p> <p>このような現状の中で、これらの疾病に対応した検診が重要であるが、2002年度市町村が実施した乳がん検診の受診者は約334万人（受診率12.4%、そのうちマンモグラフィによる受診者は約56万人、受診率2.1%）、子宮がん検診の受診者は約386万人（同14.6%）、骨粗鬆症検診の受診者は約8万人となっており、受診者数及び受診率は低い状況にある。</p> <p>（問題分析）</p> <p>検診を受けない理由として、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分には関係ないと思っている女性が多い。 ・検診を行っていることを知らない。 ・がん、骨粗鬆症の知識が少ない。 ・女性のがんや骨粗鬆症についての情報に触れる機会が少ない。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>（現状分析）</p> <p>平成18年度に市町村が実施した乳がん検診（マンモグラフィ）の受診率は12.9%、子宮がん検診の受診率は18.6%となっており、平成16年度の受診率（乳がん検診（マンモグラフィ）受診率：4.6%、子宮がん検診受診率：13.6%）と比べて受診率の向上が見られた。また、骨粗鬆症検診の受診者数は平成18年度は約30万人となっており、これは、平成17年度から実施要領を改正し、対象者をこれまでの40歳及び50歳の女性から、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び7</p>

0歳の女性と、対象者の範囲を拡大したことに伴うものと考えられる。

(問題分析)

乳がん及び子宮がん検診の受診率は向上している一方で、自分には関係ないと思っている女性が多いこと等により、乳がん及び子宮がん検診はまだ低調な水準である。骨粗鬆症受診者については、目標数を達成している。引き続き、女性の健康の推進や高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図るため、乳がん検診・子宮がん検診・骨粗鬆症検診を推進していくことが重要である。

現状・問題分析に関連する指標

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 乳がん検診受診率（マンモグラフィ）	2.7%	4.6%	12.5%	12.9%	集計中
2 子宮がん検診受診率	15.3%	13.6%	18.9%	18.6%	集計中
3 骨粗鬆症検診受診者数	90,855	91,308	268,606	295,434	集計中

(調査名・資料出所、備考)

「地域保健・老人保健事業報告」（大臣官房統計情報部調べ）による。平成19年度の数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

市町村が実施する「乳がん検診」及び「子宮がん検診」について、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、適齢層への啓発活動を展開するとともに、休日や夜間等における検診の利便性の向上等を通じた受診率向上のための啓発事業等を行い、女性の健康支援対策を推進する。

また、寝たきり原因の第1位が脳卒中、第2位が老衰、第3位が骨折であり、骨粗鬆症は高齢社会が抱える問題の一つとなっている。その検診を行うことは、高齢期において寝たきりとなることを予防し、ひいては要介護状態とならないことにつながるものであることから、高齢者に対し検診の受診を勧奨するするための啓発普及事業を展開する。また、骨粗鬆症予防は、骨の成長過程で対策を実施する必要があるため、若年者に対する啓発事業についても実施するものである。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	228	122	123	(女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費) 100 (骨粗鬆症検診啓発普及等事業費) 15	(女性の健康支援対策事業費) 150の内数

「H 2 1」については予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	乳がん・子宮がん・骨粗鬆症受診者数を増加させ、結果としてより多くの乳がん・子宮がん患者及び骨粗鬆症検診要精検者を補足することにより、女性の健康推進及び高齢者の健康づくりや介護予防を図る。
政策効果が発現する時期	平成17年度

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	乳がん患者発見数(マンモグラフィ) ※達成水準 H17:2,000人 H18:3,200人 H19:4,300人 (事前評価より)	1,563	2,685	4,398 【219.9%】	4,529 【141.5%】	集計中 【-%】
2	子宮がん患者発見数 ※達成水準 H17:3,100人 H18:3,200人 H19:3,300人 (事前評価より)	2,644	2,417	1,962 【63.3%】	1,898 【59.3%】	集計中 【-%】
3	骨粗鬆症検診要精検者数 ※達成水準 H17:7,600人 H18:9,500人 H19:11,300人 (事前評価より)	2,762	2,577	29,321 【385.8%】	38,378 【404.0%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の 数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	乳がん受診者数(マンモグラフィ) ※達成水準 H17:100万人 H18:170万人 H19:200万人 (事前評価より)	717,703	1,099,713	1,604,557 【160.5%】	1,631,811 【96.0%】	集計中 【-%】
2	子宮がん受診者数 ※達成水準 H17:390万人 H18:400万人 H19:410万人 (事前評価より)	4,087,444	3,995,021	3,439,094 【88.2%】	3,320,265 【83.0%】	集計中 【-%】
3	骨粗鬆症受診者数 ※達成水準 H17:20万人 H18:25万人 H19:30万人 (事前評価より)	90,855	91,308	268,606 【134.3%】	295,434 【118.2%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の 数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価	国民の生命を守ることは国に与えられた責務であり、民間のみならず、がん、骨粗鬆症対策の啓発の進展のため、高い公益性からの公的支援が求められる。
--------	--

有効性の評価	<p>乳がん及び子宮がんに関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、死亡率の減少効果が見込まれる。</p> <p>骨粗鬆症に関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、高齢期の骨折による要介護者の減少効果が見込まれる。</p>
効率性の評価	<p>都道府県における啓発活動を確実に実施することにより、がんによる死亡者を減少させ、若い女性の骨粗鬆症に対する意識を高め、また高齢期における骨折による要介護者の増加を抑制することができる。</p>

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）	<p>乳がん及び子宮がんに関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診者数・患者発見数が向上し、死亡率の減少効果が見込まれる。</p> <p>骨粗鬆症に関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診者数・検診要精検者数が向上し、高齢期の骨折による要介護者の減少効果が見込まれる。</p>
有効性の評価	<p>乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。乳がん受診者数については、マンモグラフィの設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は219台整備されたが、平成18年度は181台にとどまったこと等から、目標達成率についてはわずかに下回ったものの、受診者数は増加している。また、子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数については、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成17年度及び平成18年度とも目標値を下回ったものと思われるが、一定の目標達成率を達成しているといえる。</p> <p>したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられるところであり、本事業は有効であると評価できる。</p>
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価	<p>乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。乳がん受診者数については、マンモグラフィの設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は219台整備されたが、平成18年度は181台にとどまったこと等から、目標達成率についてはわずかに下回ったものの、受診者数は増加している。また、子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数については、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成17年度及び平成18年度とも目標値を下回ったものと思われるが、一定の目標達成率を達成しているといえる。</p> <p>したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられることから、補助に見合う効果が得られたものと考えられるところであり、本事業は効率性を有するものであると評価できる。</p> <p>また、都道府県においては、市町村及び任意団体と連携して乳がん検診、子宮がん検診の適齢層への啓発活動を効果的に行うなど、効率的な取組が実施されている。</p>
--------	--

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
なお、老人保健法の全面改正に伴い、平成20年4月より骨粗鬆症検診及びがん検診については健康増進法に基づき実施することとされたところ、これらの普及啓発事業は平成20年度において「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費」及び「骨粗鬆症検診啓発普及等事業費」として実施しているが、平成21年度予算概算要求においては、政策目標を達成するため、事業をより効果的に実施すべく、①「乳がん・子宮がん」②「骨粗鬆症」③「若い女性のやせ対策」④「更年期障害、更年期症状」等について都道府県が地域の実情に応じて実施する創意工夫をこらした女性の健康づくりに関するモデル事業に対し支援を行う「女性の健康支援対策事業費」について予算を要求することとしている。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

・「健康フロンティア戦略」(平成16年5月19日与党幹事長・政調会長会議)政策の柱の一つとして「女性のがん緊急対策」を掲げている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む」とされている。

・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について(平成18年3月31日老老発第0331003号厚生省老健局老人保健課長通知)

・「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議)政策の一つとして、「がん対策の一層の推進(がん克服力)」を掲げている。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。